

山陰道建設促進長門市議会議員連盟規約

(名 称)

第1条 本連盟は、山陰道建設促進長門市議会議員連盟と称する。

(目 的)

第2条 本連盟は、山陰道長門・下関間の建設を強力に促進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 山陰自動車道建設促進に関する調査、研究、提言等
- (2) 国、県及び関係機関への要望、関係団体との意見交換
- (3) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛意を表する長門市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 若干名

2 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本連盟を代表し、会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を行う。

3 幹事は、本連盟の運営に当たる。

(総会及び役員会)

第7条 会長は、必要に応じて総会及び役員会を招集する。

(その他必要な事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が総会又は役員会に諮ってこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成25年 2月27日から施行する。